

平成26年2月19日

保険料率改定についてお知らせ

保険料率の設定が、事業所にお勤めの方は平成26年3月分保険料から、任意継続被保険者の方は平成26年4月分保険料から下表のとおり変更致します。

【変更前】

保 険 料 率			【 負 担 割 合 】	
健康保険	98/1000	基本保険料率 51.54/1000	事業主	49/1000
		特定保険料率 45.28/1000	被保険者	49/1000
		調整保険料率 1.18/1000		
介護保険	15/1000		事業主	7.5/1000
			被保険者	7.5/1000

【変更後】

保 険 料 率			【 負 担 割 合 】	
健康保険	98/1000	基本保険料率 51.31/1000	事業主	49/1000
		特定保険料率 45.48/1000	被保険者	49/1000
		調整保険料率 1.21/1000		
介護保険	17/1000		事業主	8.5/1000
			被保険者	8.5/1000

- 基本保険料 . . . 当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
- 特定保険料 . . . 高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
- 調整保険料 . . . 全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料

※ 介護保険2号被保険者（満40歳～65歳未満）以外の被保険者は健康保険料のみとなります。

※ 健康保険料の料率に変更はございませんが、内訳が変更となります。